

平成 30 年度 ISO/TC46/SC9 国内委員会 第 2 回委員会 議事録

1. 日時：平成 31 年 1 月 31 日(木)10:00～11:25
2. 場所：日本図書館協会会館 6 階 一般社団法人情報科学技術協会会議室
(東京都中央区新川 1-11-14)

3. 出席者：

委員長	宮澤 彰	国立情報学研究所名誉教授
委員	秋元 良仁	凸版印刷株式会社
	追川 正人	一般社団法人日本音楽著作権協会
	木俣 洋一	一般社団法人日本出版インフラセンター
	古神子 広一	株式会社 キュー・テック
	畑 陽一郎	一般社団法人日本レコード協会
	原田 智子	鶴見大学名誉教授
	柳澤 健太郎	国立国会図書館収集書誌部
オブザーバ	大沼伸一	一般社団法人日本出版インフラセンター
事務局	光富 健一	一般社団法人情報科学技術協会

(敬称略・順不同)

*丸山信人委員、三島崇委員は欠席。

4. 配布資料：

pp.3-9	平成 30 年度 ISO/TC46/SC9 国内委員会第 1 回委員会議事録
pp.10-13	資料 1-1 平成 30 年度 ISO/TC46/SC9 投票報告(平成 30 年 6 月 29 日～平成 31 年 1 月 31 日)
p.14	資料 1-2 平成 30 年度 ISO/TC46/SC9 投票審議(平成 31 年 1 月 31 日現在)
pp.15-21	資料 2-1 平成 31 年度標準化テーマ調査票
pp.22-25	資料 2-2 平成 31 年度標準化調査研究テーマ調査票
pp.26-29	資料 3 ISO/TC46 N2760 TC46 plenary meeting in Ottawa draft schedule V2
p.30	資料 4 TC46/SC9/WG16 オンライン会議 2019-01-14 報告

5. 議事：

前回議事録は異議なく承認された。

1) ISO/TC46/SC9国内審議

1-1) 投票報告

資料1-1に基づき宮澤委員長より説明。

光富) 3番のNP23527のみ反対している。念のため理由を確認したい。

宮澤委員長) 外部有識者のにも照会し、あまりに漠然としていて、NPとして具体性に欠けることを理由に反対。NPとしては通ったので、専門家の参加は行う。9番のCD22038は、日本から出した規格案。賛成で投票済み。

1-2) 審議案件

資料1-2に基づき宮澤委員長より説明。審議自体はメールで行うことを前提に確認。

N1102：現在機能停止状態にあるISTCのRA募集。結論：日本からは応募しない。

DIS3297：ISSNの改訂。

担当委員) 誤記誤植を指摘して賛成を求める方向で検討中。DISの記載と日本センターの現在の運用には異なる点もあるが、内容の修正は求めない想定。

委員長) 規格と運用が合わないならば、規格の変更を求めるべき。

担当委員) 大きな点では、ISO3602で訓令式を定めるローマ字化の方法と、ISSN申請を行うPublisherに含まれる範囲が異なる。ISSNを申請できる者の範囲は、各センターの裁量による相違もある。

委員長) 規格の記述を確認する必要あり。要請・推奨・許容のどれに当たるか、裁量の余地を許容する書き方かを確かめ、国内の運用が国際標準に合致しないのであれば、コンプライアンスを保てるよう、理由を示して国際標準を変えるべき。

ローマ字化については、実際のところ、日本語を初めISOの翻字は、ほとんど使われなくなっている。それを守らせるというルールが不適切。ISOの規格を規定から外すか、他の方法を許容する記述を設けるか、いずれかが必要。

担当委員) 今回のDISでは、「ISO規格又はその他の国際規格」としている。

委員長) そうであれば、書誌の世界では、LCの翻字方式であるヘボン式がデファクト・スタンダードなので問題ない。

2) 平成31年度新規テーマ調査票について

TC46の親委員会で取り組んでいる課題。調査票に記した事業について公募が行われたら、それにINFOSTAが応募して引き受ける。今回の調査票は、どのような公募を行うかを経産省およびJISCで検討するために提出したもの。

2-1) デジタルアーカイブを検索する際のローマ字化に関する国際標準化

資料2-1に基づき宮澤委員長より説明。日本語をローマ字化する際の一般的な定めを設けることには問題が多いので、デジタルアーカイブを海外から検索する際の処理を取り挙げた。こうした場合は、ある程度の「揺れ」を考慮した検索ができる必要があるので、「揺れ」を考慮した表を作成する趣旨。国際提案とするには、日本語だけの話題になりかねない点が弱いですが、このような標準を個々の言語ごとに作っていくことをも視野に置く。提案が通った場合は、検索の問題なので、SC4が中心となる。

委員) 音楽業界としては関心がある。日本語のコンテンツを海外に出すのに、ローマ字化は重要。統一的な基準があると、やりやすいということはある。

委員長) 日本だけの問題ではなく、韓国でも、欧米でもローマ字表記の揺れはある。個人名であれば、本人が使っている形があるなら、それを用いれば良いが。

委員) 日本では、読みが同じで漢字が異なる名前を使い分けることもある。ローマ字しか使わない欧米からは、なぜ同じ名前のレコードが複数あるのか、と問われる。

委員長) 欧米でも、同じ名前に複数の綴りが存在することも多いので同様の問題は抱えるが、文字の種類が少ないことが有利に働いている面はある。

2-2) 電子書籍の識別子に関する標準化調査

資料2-2に基づき宮澤委員長より説明。電子書籍の識別子を国際提案するのではなく、国際的な識別子の確立・運用には何が必要か、調査研究して提案する趣旨。通った場合はSC9の領域になる。参加者はSC9国内委員中心の想定だが、組織としては別のWGを作って対応する。

ISO/TC46/SC9の公式の立場としては、電子書籍の識別もISBNを付けて行うが、実際には難航している。個人的な見解であるが、電子書籍の世界では、出版者とは異なる「ストア」の存在が大きくなることによって、ISBNのような、出版者に焦点を置いた体制が機能しづらくなっているのではないかと思われる。

委員) 提案が通った場合、資金は、どこから出るか。結果はいつ判るか。

委員長) 標準化の予算から出る。経産省の課内の結論は、そろそろ出る頃。さらにJISCでの検討が行われ、その結果は2月くらいに出る。それに基づいて、来年度に公募が行われる。従って活動開始は4月以降。

委員) ISBNと電子書籍との関係とは若干異なるが、音楽業界の例を紹介したい。音源自体の識別子としてISRCがある。CDで出している間は、CDの識別にも使えたが、電子的な配信が行われるようになると、一部分を抜き出した「着うた」や、複数の音源をまとめた「バンドル」での配信が現れた。そこで、国際規格であるISRCとの紐づけを軸に、GRidという民間規格を設けたものの、振り返ってみると、ニーズがなかった。

委員長) 電子書籍と似ているところもあるが、出版者とストアの関係と、レコード会社とストアの関係というのは、少し違う。

委員) 4月以降のWGへの関わり方には懸念がある。電子書籍もISBNで識別する対象なので、日本で唯一それを管轄する機関である日本図書コード管理センターとしては、ISBNの枠組みから外れる事業に関わることは困難。出版界一般でも電子書籍への関心が高いため、関与するに相応しい関係者が、他にあるかもしれない。例えば電子出版制作・流通協議会など。

委員) 補足すると、かつて、日本出版インフラセンターが「電子出版コード」に関わった時に、ロンドンの国際ISBN機関から苦情の連絡を受けたことがある。

委員長) 立場上、そのように連絡したということであろう。国際ISBN機関の側でも、電子書籍へのISBNの普及が進まない問題は認識しているはず。この計画については、これから、親委員会のほうで対応していく。

3) TC46オタワ総会について

資料3に基づき宮澤委員長より説明。現在は、実質的な議論の殆どはメールやオンライン会議等で行われ、集合して開催する会議は、昔よりは意義が薄れている。今年は5月6日から10日の週に、カナダのNational Library and Archivesで行われる。スケジュールは、27ページ以下のとおり。

この総会のSC9への日本からの代表者について紹介された。また、この他にも委員からの推薦があれば審議の上承認することは可能と紹介があった。

4) TC46/SC9/WG16オンライン会議2019-01-14報告

資料4に基づき宮澤委員長より説明。識別子についてのガイドラインを作ることを目的としたWGのオンライン会議。日本からも出席した。他の出席者は、ISBN、DOI、ISLC、ONIX、ISRCといった規格のRA関係者が多く、英国人中心。

今回は殆ど、Todd Carpenter氏が、どのような文書を作るかを話して終わった。今後も、5月まで毎月開催される。内容に関心があれば、事務局経由でドラフトをダウンロードすることは可能。

5) その他

委員) ISRC改訂の進捗。2017年にFDISが承認されたが、なかなかISが出版されない。ISO中央事務局側で、グローバルで単一のRAは認めるがNAは認めないと主張していた騒動もあり、RAとISOの契約で協議が進まなかったことが影響しているらしい。ISOとRAの契約に続いて、RAとNAとの間のアンブレラ契約を、これから結ぶ。

委員長) これまでは明文化することなく業務を行ってきたのに対し、これからはISOとRAの契約に沿った形で、既に在るNAと契約を結び直すということか。

委員) その通り。ここまで来たので、そろそろISも出版されるかと思っていたが。

委員長) EU発の、文書化を徹底する傾向の現れと考えられる。この傾向は、国際的に

強まって来ている。日本もきちんと対応しないと、いずれ問題を起こす可能性がある。

委員) 日本図書コード管理センターも、国際ISBN機関と契約した。FDIS承認の約1年後にあたる2017年のISO発行の前に、契約のドラフトが届いて対応した。

委員) ISRCも同様になるだろう。誰が署名するかは照会があったので、契約のドラフトはそろそろ届くと思われる。

委員長) 単純に考えれば、出版の遅延は業務指針違反にもなりかねない。文書化を厳しく求めるわりには、規格の出版時期など、ISO中央事務局が関与する部分で、規定通りに動かない。事務局側での理由付けは在ると思うが。

(以上)